

西那須野庁舎及び周辺公共空間一体活用調査検討業務委託 公募型プロポーザル 評価基準表

1 評価項目及び配点

評価区分	評価項目	評価の基準	配点
企業評価 (5 点)	履行実績等	公共施設の再編・利活用、建築物のリノベーション（機能転換）、公共空間の一体的利活用に関する同種・類似業務の履行実績が豊富か。共同企業体の場合は、構成員の実績を総合して評価する。	5
担当者評価 (10 点)	業務責任者等の経験・専門性	業務責任者及び主な担当者の経歴、資格、同種・類似業務の従事実績が本業務の履行にふさわしいか。	5
	業務実施体制	役割分担が明確で、建築・都市計画・住民参加・事業化等の各分野に対応できる体制となっているか。共同企業体の場合は、構成員間の役割分担が明確かつ合理的か。	5
提案評価 (65 点)	共通事項（業務の理解・実施方針、業務工程）	業務の目的、既存ストック活用、サードプレイスとしての方向性、広域的視点・市内3 駅の連携を的確に理解しているか。現状分析の着眼点が妥当で、業務工程が実行可能か。	20
	提案テーマ①「仮説素案と住民との対話の進め方」（仕様書 2.2・2.3）	方向性の異なる複数シナリオの設定方法が具体的で、住民が理解しやすい資料となっているか。2 回程度の対話の設計（手法、対象者、時期、募集方法）が具体的かつ妥当か。幅広い層の意見を把握する工夫、意見を整理・集約し推奨案に反映する方法が示されているか。	20
	提案テーマ②「活用構想（案）の取りまとめと次年度以降への展開」（仕様書	活用コンセプト及び導入機能の考え方が業務の目的に合致し、具体的か。公民連携や管理運営の考え方など、事業性を確保する工夫が示されているか。次年度以降の対話	15

	2.4)	につなげる道筋が示されているか。	
	提案テーマ③「独自テーマ」	西那須野庁舎及び周辺公共空間の活用の価値を高める独自の視点があり、本業務の目的に照らして有効かつ実現可能か。	10
価格評価（20点）		$(1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times 20$	20
合計			100

2 評価方法

（１）評価の主体及び対象

評価は、西那須野庁舎及び周辺公共空間一体活用調査検討業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。評価の対象は、提出された企画提案書等の書面のみとし、プレゼンテーション及びヒアリングは実施しない（書面審査１回）。価格点は、事務局が見積書に基づき算定する。

（２）価格以外の評価点の採点

各評価項目について、各委員が次の５段階で評価し、配点に係数を乗じた値を得点とする。

評価	評価の目安	係数
優	評価の基準を十分に満たし、特に優れている	1.00
良	評価の基準を満たし、優れている	0.75
並	評価の基準を概ね満たしている	0.50
やや劣る	評価の基準を満たしていない部分がある	0.25
劣る	評価の基準を満たしていない、又は記載がない	0.00

価格以外の評価点は、各委員の得点の合計の平均とする。

（３）価格点の算定

$$\text{価格点} = (1 - \text{見積金額} \div \text{提案上限額}) \times 20$$

提案上限額は 12,100,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。見積金額が提案上限額を超える場合は失格とする。

（４）評価点及び端数処理

価格以外の評価点と価格点の合計を評価点とする。各得点は、小数点以下第２位を四捨五入し、小数点以下第１位までとする。

3 契約候補者の特定

（１）評価点が最も高い者を契約候補者として特定し、次に評価点の高い者を次点者とする。

- (2) 価格以外の評価点が48点(80点の6割)に満たない者は、契約候補者として特定しない。
- (3) 評価点が同点の場合は、提案評価の得点が高い者を上位とし、なお同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。
- (4) 参加者が1者のみの場合であっても評価を行い、(2)の基準を満たす場合は契約候補者として特定する。
- (5) 契約候補者との協議が整わなかったときは、次点者を繰り上げて契約候補者とし、協議を行う。